

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会
報 告 書

令和 8 年 10 月

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会（以下「本委員会」という。）は、宮城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び宮城県議会会議規則（昭和 50 年宮城県議会規則）第 129 条に規定する「協議等の場」として、令和 8 年 3 月 4 日に設置され、8 回にわたり様々な観点から検討を行った。

本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成 30 年 11 月定例会において、県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成 10 年宮城県条例第 22 号。以下「本条例」という。）の各選挙区において選挙すべき議員の数について、4 選挙区において合わせて 2 増 2 減の改正を行った。

前期の委員会では、令和 2 年国勢調査の結果に基づき、県全体の人口減少や仙台都市圏への人口集中により地域間の人口格差が拡大した状況を踏まえ、議員定数及び選挙区等について検討を行った。

その結果、各選挙区における議員定数は本条例と同数とすることが適当であり、条例改正の必要はないとの結論に至ったことから、令和 5 年 10 月に実施された県議会議員一般選挙は、本条例に基づき実施された。

令和 7 年国勢調査の結果による本県の人口は、国勢調査開始以来最も高い減少率となり、仙台都市圏においても初めて減少に転じるなど、人口減少が一層顕著となっており、この傾向は今後も続くものと見込まれている。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、令和 7 年国勢調査の結果や国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等に基づき、令和 9 年一般選挙における「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」を検討するに当たっての基本的事項（以下「基本的事項」という。）を決定した。

この基本的事項に基づき、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について検討したところ、本条例の改正の必要はないとの結果に集約された。

検討内容の詳細について報告する。

令和 8 年 10 月

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会
委員長 村上久仁

基本的事項について

1 議員の定数について

都道府県議会の議員の定数については、地方自治法第 90 条第 1 項において、条例で定めることとされている。

本委員会では、令和 2 年と令和 7 年の国勢調査結果における総人口の比較や他の都道府県の人口と議員定数の状況等も参考にしながら協議を行った結果、多様な民意を反映するためが必要であるとして、現行の議員定数と同数の 59 人とするということで意見が集約された。

なお、平成 23 年の地方自治法改正以前の旧地方自治法第 90 条第 2 項に基づき算出される法定上限定数は 63 人である。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について

(1) 選挙区について

都道府県の議会の議員の選挙区については、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 15 条第 1 項において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本として条例で定めることとされている。

本委員会においては、歴史的・地理的条件を踏まえ現行の選挙区を尊重するとの意見と、合区も含めて検討するとの意見があったが、今期の検討においては合区は行わず、現行の選挙区を維持することで意見が集約された。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数については、公職選挙法第 15 条第 8 項本文において、人口に比例して条例で定めなければならないとされている。また、ただし書において、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができることとされている。

① 仙台市の選挙区について

本県においては、仙台市に人口が集中する傾向がある中、単純に人口に比例して各選挙区において選挙すべき議員の数を算定すると、仙台市の選挙区の議員が増加する一方、仙台市以外においては議員の数が減り、地域の声が県政に届きにくくなるとの懸念がある。こうしたことから、地域間の均衡を考慮し、地域の多様な声を県政に反映させるため、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用して、仙台市の各選挙区については、現行の本条例の議員定数を維持することで意見が集約された。

② 仙台市以外の選挙区について

現行の条例では、仙台市以外の選挙区の定数について、配当基数の整数部分に県全体の議員定数を満たすまで配当基数の端数順位の上位から1を加えた数を配分している。これに令和7年国勢調査の結果を当てはめると、白石・刈田選挙区と亘理選挙区の間において、人口の多い選挙区の議員定数が人口の少ない選挙区の議員定数よりも少なくなる、いわゆる逆転選挙区が生じたため、この点について協議を行った。

協議においては、逆転選挙区を解消するため定数の見直しをすべきとの意見が出される一方で、将来的な人口動向を考慮し、その都度定数の変更を行うことによる県民への混乱を避けるべきとの意見があるなど、様々な観点から協議を行った。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、人口減少の進行とともに、将来的な各選挙区間の人口順位の変動が予測されており、こうした状況を踏まえると、直近の人口動向のみを捉えて一部の選挙区の定数を増減させても、数年後にはまた新たな変動が生じる可能性が高く、その都度定数を変更することは県民の混乱を招く恐れがあることから、今後の人口動向を長期的かつ総合的に見据えた上で時間をかけて検討するとの認識を共有した。

このことから、仙台市以外の選挙区についても公職選挙法第15条第8項ただし書を適用して、令和9年一般選挙においては現行条例の定数を維持することで意見が集約された。

(3) 逆転選挙区について

公職選挙法第15条第8項本文において、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならないとされている。

前期の委員会においては、選挙区における人口と選挙すべき議員の数は比例することとし、いわゆる逆転選挙区は生じないようにすることを基本とするが、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用する仙台市の選挙区の扱いにより、仙台市の各選挙区と仙台市以外の各選挙区の間において逆転選挙区が生じる場合は、やむを得ないものとされた。

本委員会においても、前期と同様に公職選挙法第15条第8項ただし書を適用する仙台市の選挙区の扱いにより、仙台市の各選挙区と仙台市以外の各選挙区の間において逆転選挙区が生じる場合は、やむを得ないものとする事で意見が集約された。

また、今回は令和7年国勢調査の結果から、仙台市以外の選挙区においても、白石・刈田選挙区と亘理選挙区の間で、いわゆる逆転選挙区が生じることとなった。

この仙台市以外の選挙区の間における逆転については、将来の人口動向や、定数変更による県民への影響等を総合的に勘案し、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用し現行条例の定数を維持することにより生じるものであるため、令和 9 年一般選挙においてはやむを得ないものとし、令和 13 年の一般選挙に向けて検討を行うことで意見が集約された。

(4) 一票の格差について

前期の委員会では、一票の格差については 2 倍未満となることが望ましいが、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用する仙台市の選挙区の扱いにより、仙台市の選挙区において 2 倍以上となることは、やむを得ないものとされた。

本委員会では、仙台市の選挙区と仙台市以外の選挙区の間において、一票の格差は引き続き生じているが、地域間の均衡等を考慮し、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用し 2 倍以上となることはやむを得ないものとすることで意見が集約された。

また、令和 7 年国勢調査の結果から、仙台市以外の選挙区の間においても一票の格差が 2 倍以上となる選挙区が生じた。一票の格差は 2 倍未満となることが望ましいが、これらの選挙区については、今後の人口動向等を見ながら慎重に検討を行う必要があることから、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の適用により 2 倍以上となることは、現時点ではやむを得ないものとし、令和 13 年の一般選挙に向けた逆転選挙区の解消と合わせて、一票の格差縮小についても検討することで意見が集約された。

検討結果

前述の基本的事項及び、令和 7 年国勢調査の結果に基づく各選挙区における議員定数は資料 1 のとおりであり、本報告に基づく条例改正の必要はない。

今後の課題

本委員会では、仙台市への人口集中に伴う議員定数のあり方や、地方部における定数維持について検討を行った。

人口減少が著しい地方部においては、空き家や過疎、地域の活性化など、地域課題が多様化し増加している。また、選挙区の面積が広大である地方の実情を踏まえれば、議員が地域の声を丁寧に吸い上げ、地域の代表として果たす役割は極めて大きい。このような中、単純に人口比例のみで議員定数を配分・増減することの困難さが、改めて浮き彫りになった。

本委員会においては、特に、白石・刈田選挙区（定数２）と、それを人口で上回る亘理選挙区（定数１）との間で逆転現象が生じていること、並びに一票の格差が２倍を超えている実態について、早期に解消・是正を検討すべきとの問題提起がなされた。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によれば、今後も人口減少が進むとともに、選挙区間の人口順位に変動が生じることが見込まれている。このような流動的な状況において、直近の国勢調査による増減のみを捉えて定数を変更すれば、選挙の都度定数が増え減ることになりかねず、有権者・県民の混乱を招くおそれがあるとの慎重な意見も示された。

これらの協議を踏まえ、今期においては、令和７年国勢調査の結果における人口変動のみでの定数変更は行わず、仙台市以外の選挙区についても現行条例の定数を据え置くこととしたが、逆転現象や一票の格差拡大といった課題を、このまま放置しておくことはできないという点については、委員共通の認識として重く共有された。

したがって、次期の本委員会では、令和１３年一般選挙における議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、今期の検討で共有された逆転選挙区等の課題や今後の人口動向に加え、人口比例原則と地域代表の確保との調和をどのように図るべきかといった観点も含め、多角的かつ抜本的な検討を行う必要がある。また、検討に当たっては、国勢調査の公表スケジュールを踏まえ、検討の時期や期間についても十分に考慮する必要がある。

議 員 定 数 等 検 討 結 果 (定数59)

選 挙 区 名	人 口			R2 国勢調査人口に基づく 現行条例 (定数59)				R7 国勢調査人口に基づく検討結果 (定数59)							
	令和7年 国勢調査 (確定値)	令和2年 国勢調査 (確定値)	増減 (A-B)	現定 数	現定数 に 占める 繰上数	比較		配当基数 (A÷(県人 口/59))	配当 基数 の 整数 値	端数 順位	繰上 数	新定 数	現定数 との 比較 (C-E)	比較	
						議員1人 当たり人 口	格差							議員1人 当たり人 口	格差
	A	B	(A-B)	C		D=B/C		[Aベース]				E		F=A/E	
青 葉	315,983	311,590	4,393	7		44,513	1.959	8.377	8	(12)	△ 1	7		45,140	2.221
宮 城 野	194,087	196,732	△ 2,645	4	△ 1	49,183	2.165	5.146	5	(16)	△ 1	4		48,522	2.388
若 林	143,067	141,475	1,592	3		47,158	2.076	3.793	3	(5)		3		47,689	2.347
太 白	237,781	234,758	3,023	5	△ 1	46,952	2.067	6.304	6	(14)	△ 1	5		47,556	2.340
泉	205,228	212,149	△ 6,921	5		42,430	1.868	5.441	5	(11)		5		41,046	2.020
石巻・牡鹿	134,322	146,581	△ 12,259	4	1	36,645	1.613	3.561	3	(8)	1	4		33,581	1.653
塩 釜	49,735	52,203	△ 2,468	2	1	26,102	1.149	1.319	1	(13)	1	2		24,868	1.224
気仙沼・本吉	64,935	73,372	△ 8,437	2	1	36,686	1.615	1.722	1	(6)	1	2		32,468	1.598
白石・刈田	40,642	45,438	△ 4,796	2	1	22,719	1.000	1.077	1	(21)	1	2		20,321	1.000
名 取	78,690	78,718	△ 28	2		39,359	1.732	2.086	2	(20)		2		39,345	1.936
角田・伊具	36,430	40,238	△ 3,808	1		40,238	1.771	0.966	0	(2)	1	1		36,430	1.793
多賀城・七ヶ浜	78,026	80,959	△ 2,933	2		40,480	1.782	2.069	2	(22)		2		39,013	1.920
岩 沼	42,312	44,068	△ 1,756	1		44,068	1.940	1.122	1	(19)		1		42,312	2.082
登 米	69,204	76,037	△ 6,833	2	1	38,019	1.673	1.835	1	(4)	1	2		34,602	1.703
栗 原	58,113	64,637	△ 6,524	2	1	32,319	1.423	1.541	1	(9)	1	2		29,057	1.430
東 松 島	37,109	39,098	△ 1,989	1		39,098	1.721	0.984	0	(1)	1	1		37,109	1.826
大 崎	118,528	127,330	△ 8,802	4	1	31,833	1.401	3.142	3	(18)	1	4		29,632	1.458
富谷・黒川	92,506	94,099	△ 1,593	3	1	31,366	1.381	2.453	2	(10)	1	3		30,835	1.517
柴 田	76,659	80,853	△ 4,194	2		40,427	1.779	2.032	2	(23)		2		38,330	1.886
亘 理	43,134	45,133	△ 1,999	1		45,133	1.987	1.144	1	(17)		1		43,134	2.123
宮 城	47,093	48,505	△ 1,412	2	1	24,253	1.067	1.249	1	(15)	1	2		23,547	1.159
加 美	25,873	28,641	△ 2,768	1	1	28,641	1.261	0.686	0	(7)	1	1		25,873	1.273
遠 田	35,957	39,382	△ 3,425	1		39,382	1.733	0.953	0	(3)	1	1		35,957	1.769
	2,225,414	2,301,996	△ 76,582	59	8	39,017			49		10	59		37,719	

**「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき
議員の数」を検討するにあたっての基本的事項**

1 議員定数について

現行条例の定数 59 人を基本とする。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について

(1) 選挙区について

現行の選挙区を基本とする。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

○仙台市の選挙区の扱いについて

政令指定都市である仙台市の選挙区における選挙すべき議員数は、仙台市以外の選挙区との均衡を考慮し、地域の多様な声を十分に県政に反映させるため、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定を適用して、現行条例の定数を維持することとする。

○仙台市以外の選挙区の扱いについて

仙台市以外の選挙区における選挙すべき議員数については、今後もさらなる人口減少とそれに伴う各選挙区間の人口順位の変動が見込まれることを踏まえ、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定を適用して、令和 9 年一般選挙においては現行条例の定数を維持することとする。

(3) 逆転選挙区について

現行の本条例では、一部の選挙区において、人口の多い選挙区の議員定数が人口の少ない選挙区の議員定数より少なくなる、いわゆる逆転選挙区が生じているが、仙台市の選挙区については、仙台市以外の選挙区との地域間の均衡を考慮した結果として逆転選挙区が生じる場合は、やむを得ないものとする。また、仙台市以外の選挙区については、今後の人口減少等を考慮し現行条例の定数を維持した結果として逆転選挙区が生じる場合は、やむを得ないものとする。ただし、仙台市以外の選挙区については、今後の人口動向等を見ながら、令和 13 年の一般選挙に向けて逆転選挙区の解消について検討を行うものとする。

(4) 一票の格差について

上記(2)の仙台市の選挙区の扱い及び、仙台市以外の選挙区の扱いの結果として一票の格差が 2 倍を超えることは、やむを得ないものとする。ただし、仙台市以外の選挙区については、令和 13 年の一般選挙に向けた逆転選挙区解消の検討と合わせて、一票の格差縮小についても検討する。

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会 検討経過

回	開催月日	協議事項	内容（決定事項等）
本会議	R8. 3. 4	宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会設置について	議決
1	R8. 3. 18	正副委員長互選、席次指定、会議の公開に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長：村上 久仁委員 ・副委員長：守屋 守武委員 ・会議は原則公開とし、非公開とする場合、委員会の議決によることとする旨を決定
2	R8. 4. 21	関係法規の確認、前委員会の検討概要、今後のスケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法規の確認
3	R8. 5. 21	議員定数・選挙区等の検討に当たっての基本的事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派に基本的事項についての意見提出を依頼 ・都道府県議会議員の定数の状況及び無投票選挙区の状況等について確認
4	R8. 7. 1	議員定数・選挙区等の検討に当たっての基本的事項について <ul style="list-style-type: none"> ・議員の定数について ・選挙区について ・各選挙区において選挙すべき議員の数について 	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から提出された検討項目を協議 ・定数は、現行条例の 59 人とする事で合意 ・選挙区は、現行の選挙区を基本とする事で合意 ・仙台市の選挙区は、現行条例の定数を維持することで合意 ・検討項目について、再度持ち帰り会派で協議
5	R8. 7. 21	議員定数・選挙区等の検討に当たっての基本的事項について <ul style="list-style-type: none"> ・各選挙区において選挙すべき議員の数について 	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から提出された検討項目を協議 ・仙台市以外の選挙区は、現行条例の定数を維持することで合意
6	R8. 8. 21	議員定数・選挙区等の検討に当たっての基本的事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項の決定 ・県議会議員選挙における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について決定
7	R8. 9. 10	報告書（案）について	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）を提示 ・各会派に報告書（案）への意見提出を依頼
8	R8. 10. 7	報告書（案）について	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から提出された修正項目を協議 ・報告書（案）を承認

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会 委員名簿

職 名	氏 名	会 派 名	適 用
委 員 長	村 上 久 仁	自由民主党・県民会議	
副 委 員 長	守 屋 守 武	自由民主党・県民会議	
委 員	中 山 耕 一	自由民主党・県民会議	
委 員	佐 々 木 喜 藏	自由民主党・県民会議	
委 員	遠 藤 隼 人	自由民主党・県民会議	
委 員	瀬 戸 健 治 郎	自由民主党・県民会議	
委 員	高 橋 克 也	自由民主党・県民会議	
委 員	坂 下 賢	みやぎ県民の声	
委 員	平 岡 静 香	みやぎ県民の声	
委 員	三 浦 一 敏	日本共産党宮城県会議員団	
委 員	横 山 の ぼ る	公 明 党 県 議 団	
委 員	か っ ち 恵	立憲・無所属クラブ	
委 員	吉 川 寛 康	2 1 世 紀 ク ラ ブ	
委 員	石 森 ゆ う じ	日 本 維 新 の 会	

